

広島県水道広域連合企業団管理規程第48号

広島県水道広域連合企業団庄原市水道事業における水道事業給水規程を次のように定める。

令和5年3月31日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団庄原市水道事業における水道事業給水規程

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 給水装置の構造及び材質（第3条）
- 第3章 給水装置の工事及び費用（第4条—第9条）
- 第4章 給水（第10条—第15条）
- 第5章 料金、手数料、加入金及び工事負担金（第16条—第24条）
- 第6章 管理（第25条）
- 第7章 貯水槽水道（第26条）
- 第8章 雑則（第27条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、別に定めがあるもののほか、庄原市水道事業（広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第1号）第2条第1号に定める庄原市水道事業をいう。以下同じ。）に係る広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程の用語の意義は、条例の定めるところによる。

第2章 給水装置の構造及び材質

（給水装置の構造及び材質）

第3条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「施行令」という。）第6条によるほか、別途企業長が定める。

第3章 給水装置の工事及び費用

（給水装置工事の種類）

第4条 給水装置の工事の種類は、次のとおりとする。

- (1) 新設工事 給水装置を新しく設ける工事
- (2) 改造工事 給水装置を改造（増設を含む。）する工事
- (3) 修繕工事 給水装置を修繕する工事

(4) 撤去工事 給水装置を撤去する工事

(給水装置工事の申込み)

第5条 条例第5条に規定する給水装置工事の申込みは、企業長が別に定める様式による申込書（以下「申込書」という。）の提出をもって行う。

(給水装置工事承認の取消し)

第6条 条例第5条の規定により承認した給水装置工事で、工事申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、承認を取り消すことができる。

- (1) 条例第10条に規定する工事費を、指定された期限内に納付しないとき。
- (2) 申込者の責めに帰すべき理由により、設計又は工事に着手することができないとき。

(開発等の事前協議)

第7条 給水区域内において開発行為等を行う者は、その給水方法、費用負担、施設の維持管理等について、あらかじめ企業長に協議し、同意を得なければならない。

2 企業長は、前項の協議書の提出があった場合は、速やかに調査のうえ、その結果を当該申請者に書面により回答する。

(給水装置使用材料の証明)

第8条 企業長は、条例第7条第2項に規定する設計審査又は工事検査において、指定給水装置工事業者に対し、当該審査又は検査に係る給水装置工事で使用される材料が施行令第6条に規定する基準に適合していることの証明を求めることができる。

2 企業長は、前項の規定により企業長が求めた証明が提出されないときは、当該材料の使用を制限し、又は禁止することができる。

(利害関係人の同意書等の提出)

第9条 次の各号に該当するときは、条例第7条第3項の規定により、利害関係人の同意書その他の書面の提出を求めるものとする。

- (1) 他の者の給水装置から分岐して給水装置を設置するとき。
- (2) 他の者の所有地を通過して給水装置を設置するとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、企業長が必要と認めたとき。

第4章 給水

(保管責任)

第10条 水道使用者等は、自己の保管に係るメーターを亡失又は毀損したときは、企業長に届け出なければならない。

2 企業長は、条例第21条第4項の規定によりメーターの弁償をさせようとするときは、残存価格等を考慮して損害額を定めるものとする。

(給水の申込み)

第11条 条例第17条の規定による給水の申込みは、企業長が別に定める方法をもって行う。

(代理人及び管理人の届出)

第12条 条例第18条の規定による代理人又は条例第19条の規定による管理人は、連署で届け出なければならない。代理人若しくは管理人を変更し、又はその住所を変更したときも、また同様とする。

(各種の届出)

第13条 条例第22条の規定による届出は、企業長が別に定める方法をもって行う。

(給水装置及び水質の検査)

第14条 条例第25条第1項の規定による検査の請求及び結果の報告は、企業長が別に定める方法をもって行う。

2 条例第25条第2項に規定する特別の費用を要する場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 給水装置については、その構造、材質若しくは機能又は漏水についての通常の検査以外の検査を行うとき。

(2) 水質については、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査等飲料の適否に関する検査以外の検査を行うとき。

(配水管布設の条件等)

第15条 条例第15条に規定する配水管の新規布設は、1か月の使用水量がおおむね170立方メートル以上で、配水管の口径は75ミリメートル以上とする。

第5章 料金、手数料、加入金及び工事負担金

(月の定義)

第16条 料金算定の基礎となる「月」とは、隔月の定例日のものにあつては、前回の定例日から次回の定例日までを2か月とし、これを二分したものをいい、毎月の定例日のものにあつては、前回の定例日から次回の定例日までをいう。

(定例日)

第17条 条例第30条第1項に規定する定例日とは、月の初日から10日までの期間内のメーターの計量を行う日をいう。

(特別な場合における料金算定)

第18条 親子メーターがある場合において、親メーターと子メーターの計量数値が特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第336条に規定する使用公差を超える場合は、その超える部分を認定により算定することができる。

2 月の中途において、水道の使用を開始し、若しくは使用を中止したとき、又は種別、用途区分若しくはメーターの口径に変更があったときの料金は、次のとおりとする。

(1) 計量給水

ア 計量給水において、使用水量が基本水量の2分の1以下のときは、基本料金の2分の1とし、使用水量が基本水量の2分の1を超えるときは1か月として算定した額

イ 月の中途において、その種別又は用途区分に変更があったときは、使用日数が

多い方の料率（使用日数が同じときは、変更後の料率）で算定した額

(2) メーター使用料

ア 月の中途において、メーターの使用を開始し、又は使用を中止したときは、1 か月として算定した額

イ 月の中途において、メーターの口径を変更したときは、使用日数が多い方のメーター（ただし、使用日数が同じときは、変更後のメーター）で算定した額

（料金の算定及び徴収方法）

第19条 料金は、隔月の定例日のものにあつては、2か月使用水量を二分したものを定例日の前月及び前々月分の使用水量として算定し、定例日の属する月及び翌月に徴収する。

2 毎月の定例日のものにあつては、その使用水量を定例日の前月分として算定し、定例日の属する月に徴収する。

3 企業長が必要と認めるときは随時に徴収することができる。

（料金の納期限）

第20条 料金の納期限は、通知書を発した日の属する月の末日とする。ただし、12月は28日、3月は25日とする。

2 口座振替及び自動払込みの場合、企業長が定める指定振替日とする。

（使用水量等の認定基準）

第21条 条例第31条の規定による使用水量及び用途を認定する方法は、次のとおりとする。

(1) メーターに異常があったときは、メーター取替後の使用水量を基礎として日割計算により、異常があった期間の使用水量を認定する。

(2) 漏水その他の理由により使用水量が不明のときは、認定する月の前3回の使用水量又は前年同期における使用水量その他の事実を考慮して認定し、これにより難しいときは、見積量による。

(3) 料率の異なる2種以上の用途に水道を使用するとき又は用途区分の判断が難しいときは、それぞれの用途に係る使用水量に対応する超過料金の額が高額である用途区分とする。

(4) メーターが設置されていないときは、1世帯1か月につき4人まで20立方メートルとし、1人を増すごとに5立方メートルを加算した水量とする。ただし、月の中途に異動して使用日数が15日以内のときは、その2分の1の水量とする。

（料金等の減免）

第22条 条例第37条の規定により減額又は免除することができる場合は、次の各号に掲げるときとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により保護を受ける者の加入金

(2) 災害その他の理由により料金の納入が困難である者の料金

(3) 公益上その他特別の理由があるもの

2 前項の規定による料金等の軽減又は免除を受けようとする者は、企業長が別に定める申請書を提出しなければならない。

3 企業長は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかに調査のうえ、減免の処分を決定し、その結果を当該申請者に通知するものとする。

(過誤納等による料金の精算)

第23条 料金の過誤納等による還付金又は追徴金は、次回以降の料金で精算することができる。

(工事負担金)

第24条 条例第15条の規定により新たに配水管を布設したときは、次に掲げる費用の合計額（以下「工事負担金」という。）を、当該配水管から給水を受けようとする者から、将来この配水管から給水の申込みが予想される件数（口径13ミリメートルを1件とする。）で除して得た金額をもって1件当たりとし負担させることができる。

(1) 工事に要する費用

ア 工事請負費

イ 道路復旧費

ウ 設計監督費

エ 諸経費

(2) その他の費用

2 条例第15条の規定により、当該工事申込者が工事負担金を負担する場合の額の決定等は、次に定めるところによるものとし、1,000円未満の端数は、切り捨てるものとする。

配水管布設に要する費用等の額	工事負担金
100万円以下	同左の金額の80パーセント以上
100万円を超え500万円以下	同左の金額の85パーセント以上
500万円を超え1,000万円以下	同左の金額の90パーセント以上
1,000万円を超えるもの	同左の金額の95パーセント以上

3 前2項の工事負担金の算出において、口径別の件数の計算は、次に定めるところによるものとする。

メーターの口径	件数
13ミリメートル以下	1
13ミリメートルを超え20ミリメートル以下	3

20ミリメートルを超え25ミリメートル以下	5
25ミリメートルを超え30ミリメートル以下	9
30ミリメートルを超え40ミリメートル以下	14
40ミリメートルを超え50ミリメートル以下	25
50ミリメートルを超えるもの	別に定める件数

- 4 企業長が前3項の基準によることが不相当と認めたときは、別に定める基準による。
- 5 条例第15条の規定による給水の申込みをした者は、工事負担金を企業長が指定する日までに全額納入しなければならない。ただし、企業長が特に理由があると認めるときは、分納することができる。
- 6 前項の給水の申込者が、工事負担金を企業長が指定する日までに納入しないときは、申込みを取り消したものとみなす。ただし、企業長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。
- 7 既納の工事負担金は、還付しない。ただし、企業長が配水管等の布設工事に着手する前に給水の申込者が申込みを取り消したときは、この限りではない。
- 8 工事負担金の納入について、水道事業が負担した額に到達した場合は、次に定めるところによる。

期間	負担額
負担額に到達した翌年度から5年間	従前の額
上記の期間経過後5年間	従前の額の2分の1
上記の期間経過後	工事負担金免除

- 9 前項の規定にかかわらず、工事施行後10年を経過し、かつ水道事業が負担した額に到達した配水管については、当該工事負担金の納入を免除することができる。

第6章 管理

(料金の徴収を免れた者に対する過料処分基準)

第25条 条例第44条の規定による料金の徴収を免れた者に対する過料処分の基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 詐欺その他不正の行為をする意思がなかったと認められる者で、かつ、その期間が3か月以上のもの 徴収を免れた金額の1倍に相当する額以上2倍に相当する額以下
- (2) 詐欺その他不正の行為をする意思があったと認められる者で、かつ、その期間が

2 か月未満のもの 徴収を免れた金額の 2 倍に相当する額以上 3 倍に相当する額以下

(3) 詐欺その他不正の行為をする意思があったと認められる者で、かつ、その期間が 2 か月以上のもの 徴収を免れた金額の 3 倍に相当する額以上 5 倍に相当する額以下

(4) 特に悪質な詐欺その他不正の行為をしたと認められる者 徴収を免れた金額の 5 倍に相当する額

第 7 章 貯水槽水道

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等)

第26条 条例第27条第2項の規定による管理及び検査は、次の各号に定めるところによる。

(1) 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第55条に規定する基準に準じて管理
するよう努めること。

(2) 前号の規定による管理に関し、1 年以内ごとに 1 回、定期に、給水栓における水
の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する検査を行うよ
う努めること。

第 8 章 雑則

(申込書等の様式)

第27条 申込書等の様式は、企業長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。